

片岡優子著 『原胤昭の研究―生涯と事業―』
関西学院大学出版会、二〇一一年

杉田菜穂

一

「更生保護の父」と称される原胤昭（はら・たねあき：一八五三―一九四二）は、社会事業家の草分け的存在である。第一回 吉田久一研究奨励賞（社会事業史学会、刊行費助成）を受けて出版された本書『原胤昭の研究―生涯と事業―』は、原が生涯を通して携わった社会事業の全容に迫ろうとする学術作品である。（なお、第三〇回 社会事業史文献賞（社会事業史学会）も受賞されている。）

著者は言う。「でざる限り多くの史資料を蒐集し、それらの史資料を発掘しつつ、それらの史資料一つひとつに対して信頼性・妥当性の有無を確認した上で、研究論文の作成に活用していくことが求められる」（九頁）。先行研究、また読者に向かって発せられるこの力のこもった一節は、原が書いた資料（一次資料）、原に関して書かれた資料（二次資料）及び原の生きた時代背景を知るための資料を可能な限り蒐集し、それに基づいて再構築するという本書全体

を貫く研究方法として現れている。すでに本書の課題等が示された序章の内容に触れてしてしまったが、その構成は以下の通りである。

序 章

第一章 原胤昭の出自と思想形成

第二章 築地・銀座における活動

第三章 兵庫仮留監教誨師時代

第四章 北海道集治監教誨師時代

第五章 明治期の出獄人保護事業

第六章 大正期の出獄人保護事業と東京出獄人保護所の財政状況

第七章 中央慈善協会における活動

第八章 児童保護活動

第九章 東京府慈善協会における活動

第一〇章 昭和期の原胤昭の動向とその終焉

結びにかえて

著者は、原の生涯を五つの時期（第一期…一八五三—一八七〇、第二期…一八七一—一八八三、第三期…一八八四—一八九六、第四期…一八九七—一九二五、第五期…一九二六—一九四二）に区分して把握している。それぞれを簡潔に解説すると、第一期は原の出生から与力、市政裁判所や東京府職員として勤務するに至るまで。それに続く第二期は、キリスト教徒としての社会活動、第三期は監獄改良事業が核にあった。第四期には、出獄人保護事業や児童虐待防止事業などのさまざまな社会事業が展開される。第五期は、晩年である。

本書の記述は、第一章が第一期、第二章が第二期、第三、四章が第三期、第五から九章が第四期、第一〇章が第五期に対応している。第三期や第四期の活動について断片的に取り上げられることが多かったこれまでの先行研究に対して、著者によって「監獄改良事業に天職を見出した」とされる原のなかで、キリスト教受容が教育や慈善事業といったさまざまな活動を貫いていることが描き出される。

特に、第三章でクローズアップされる原の兵庫仮留監教誨師としての活動は、これまでほとんど論じられてこなかった。あるいは、先行研究においてはその詳細まで十分に明らかにされてこなかった北海道集治監教誨師としての活動や、各々の社会事業の実績なども論及されている。それらがさらに有機的に結びつけられることで、社会事業家としての原胤昭の全体像が浮かび上がってくるのが本書なのである。

改めて、第一章以降の概要を明らかにしていこう。第一章では、原（出生時の氏名は、佐久間弥三郎）の出自と思想形成が明らかにされる。原は、江戸町奉行所の与力の家庭に生まれた。厳格な父と優しい母によって育てられたこと、与力の職を継承するべく与えられた職業教育とキリスト教を学んだことによって形成された思想が彼の生涯を運

命づけたとされる。幼少期から剣術と書道を学び、与力同心の家庭に生まれた男子には習わせることになっていたとされる謡曲の稽古にも通った。一八五九年からは黒川真頼に国学を、兄から漢籍、算術、剣道、出陣太鼓の打ち方などの与力として必要な技能を教わる。一八六六年には一四歳で江戸南町奉行所与力の職に就いた。他方で、一八七四年には米国長老教会宣教師のカロザースより洗礼を受ける。

「築地・銀座における活動」というタイトルの第二章では、キリスト教信者としての精神が前面に現れた時期を対象に論じられる。この時期の原は、信仰に基づく人道的な愛と自由を求める心を支えに日本初のキリスト教出版社である十字屋の創立と日本独立長老教会銀座教会の設立に参画し、女学校や幼稚園を設立して女子教育や幼児教育の振興も図った。さらに、キリスト教信者有志による救済義会を発足させて救済活動にも取り組んでいる。そこから転じて監獄改良を志して出獄人保護事業に献身することを決意するに至るのは、本人が自由民権運動にからむ筆禍事件によって収監されることで囚人と呼ばれる立場に置かれるという一八八三年の経験によるものであった。

第三章では、兵庫仮留監に赴任する一八八四年から次の第四章で論じられる釧路集治監へ出向を命じられる一八八八年までについて論じられる。「天職への準備期」とされるこの時期には、教誨師（内務省の職員）として受刑者の矯正に関与し、自宅で刑余者の社会復帰を支援して更生に導くという原の理想に基づく人道的な監獄改良事業が遂行された。日本組合基督神戸教会の人々や外国人医師として医療活動や監獄改良に力を尽くしたベリーとの出会いにも恵まれ、教誨方法の創案や監獄改良に関する研究も進めたとされる。欧化主義を背景とするキリスト教容認の状況によって、この時期の原の人道主義的監獄改良事業は順風の中で成果を挙げることができたとされている。

一八九八年には、釧路集治監への出向を命じられる。「北海道集治監教誨師時代」という題が付された第四章では、その釧路集治監と一八九二年から赴任する樺戸集治監での教誨師生活について論じられる。この時期の原は、日本に

おける教誨方法の基礎と北海道の集治監における教誨事業を確立したとされる。それは非人道的な囚人労働を廃止させ、行刑の人道化に貢献することで、日本特有の教誨形成にも繋がった。このような功績を背に、原は一八九五年に他四名のキリスト教教誨師と連袂辞職をするに至る。その理由は、自身が理想とする教誨が実施できないことなどを挙げているが、仏教徒の教誨師を併置させるという教誨の方針転換がもたらされたことが大きかったようである。

第五章の「明治期の出獄人保護事業」では、原が東京出獄人保護所（一九二七年より財団法人東京保護会）を創設し、運営する時期に焦点が当てられる。一八九七年に創設をみるそれは、四〇年ほど続いて一九三八年に解散に至る。本章では原が樺戸集治監の教誨師を辞して東京に戻ってくる一八九五年から原の主著である『出獄人保護』（一九一三年）の出版に至るまでの時期に焦点を当てて、一八九七年の東京出獄人保護所の創設とその運営状況、及び原の援助方法の特徴などが明らかにされる。面接により保護すべき者を見極めて援助の方針を決定し、被保護者の全生涯を通じて支援を行ったとされる本事業は、原と共に主任者を務めた原の妻、また子どもたち、事業の後援者などによって支えられていた。

それに対して第六章「大正期の出獄人保護事業と東京出獄人保護所の財政状況」では、東京出獄人保護所の財政及び運営状況、大正期以後の保護実績や『出獄人保護』の意義、原と司法省との関係等について詳細な分析がなされている。明治期と比較して新規被保護者数が一〇倍以上となる大正期には、他の社会事業家や警察との連携、また（司法省ではなく）内務省の関係者によって原の事業が支えられていたという。この時期の原は、刑余者に対する就職や結婚時の差別撤廃を求める活動にも精力的に取り組んだ。しかしながら、一九二四年の関東大震災、翌二五年の普通選挙法の欠格者条項に受刑歴のある者が加えられたことにより、原の出獄人保護事業は存続の危機を迎える。

第七章から第九章はそれぞれ、中央慈善協会における活動、児童保護活動、東京府慈善協会における活動といった

各事業をテーマに論じられている。第七章で論じられる中央慈善協会と原の関わりは、その前身である貧民研究会の発足する一九〇〇年から同教会の常務幹事を辞して『慈善』編集の任を終える一九一七年に及ぶ。第八章で論じられる原の児童保護活動をめぐっては、教誨師時代から子どもの養育のあり方について問題意識を抱いていたこと、それが岡山孤児院東京委員としての活動や児童虐待防止事業への着手に繋がったことが明らかになる。第九章の原が設立発起人となった東京府慈善協会では、理事長や評議員として、また同協会の委託を受けて運営された東京府慈善事業協会細民地区改善事業日用品廉価供給所第一武蔵屋の救済委員として活躍したことが示される。

「昭和期の原胤昭の動向とその終焉」という題が付された第一〇章は、原の生涯を時系列で眺めるという意味では第六章に続く内容である。一九二七年に東京出獄人保護所は財団法人東京保護会となり、一九三二年に原が八〇歳になるまで新規保護の引き受けが続けられた（東京保護会は、一九三八年に解散）。他方で一九二五年には、七〇歳以上のキリスト者の親睦会で、原が世話人を務めた「七十路会」が結成される。それは信仰生活を懐かしむ会合であったとされる。原は過去を饒舌に語ったものの、社会事業家としての自身の活動については多くを語らなかつたとされる。一九四二年に亡くなった原の死が公表されたのはそれから五日後のことであり、それもかつての被保護者たちが葬儀に参列することで、余刑者であることが世間に知れることを避けたかったという原の釈放者第一主義を象徴するものであった。

以上が、本書の骨子である。その詳細までに立ち入ることはできなかったけれども、原胤昭をめぐる本書が読者に提供する内容は実に豊富である。冒頭で提示した本書の構成には示さなかったが、巻末に三〇頁を超える「原胤昭文献目録」が収められている。それが物語る徹底した先行研究フォロワーと新たなものも含む資料の検討という丁寧な作業だけをとっても大変な労作であり、それがもたらす学術的意義は社会福祉史、キリスト教史、行刑史、更生保護史などの多くの学問領域に及ぶ。著者はなおも未完成としているが、本書によってもたらされた「原胤昭の全体像」をどのように活かすことができるかという観点から、社会政策を専攻する評者なりに思うところの一端を書き留めておくことにしたい。

児童虐待防止活動の先駆者としての原への関心から本書を手にとった評者は、「日本における人口問題と社会政策」をテーマに歴史研究に取り組んできた。（拙著『人口・家族・生命と社会政策—日本の経験—』法律文化社、二〇一〇年。）そのなかで児童虐待防止法と少年教護法（いづれも、一九三三年）として結実をみる戦前の児童保護に関する思想や政策形成について論じたが、本書を読んでそのような政策・制度としての公的な取り組み以前に原をはじめとする社会事業家と呼ばれる人々の活動がみられたというような漠然とした把握について省みざるを得なくなった。原という一人の社会事業家をめぐって、その生い立ちや思想形成に関わる記述と、他の活動のなかで児童虐待防止を含む児童保護事業が位置づけられてこそ明らかになることがあることに気づかされたのである。

例えば、著者の時期区分による第四期（二八九七—一九二五…出獄人保護事業や中央慈善協会の幹事としての活動、児童虐待防止事業などに力を尽くしていく時期）に相当する一九二〇年代には、原をはじめとする社会事業家に

よる児童保護事業や都市や農漁村といった地域レベルでの児童保護事業の延長で「子どもの権利保障」をめぐる政策論議が持ち上がる。その前提には、原（また、生江孝之、倉橋惣三、留岡幸助といった社会事業家）達が積み上げてきた活動実績とそれに基づく議論があったのである。原の児童保護活動がクローズアップされる第八章は、それをくつきりと浮かび上がらせてくれる。

この点について、より具体的に述べてみよう。本書のなかで、原の「被虐待児の保護に就て」『社会事業』第九巻第一二号（一九二六年三月号）という論稿が取り上げられていた。そこで原が「政府当局に於ては、一日も早く此れ人道に、社会政策上、無視する事の出来ぬ事実の頻出に鑑みて、児童虐待防止法を制定せられむ事」を要求したこと、その背景には「児童虐待防止に関する法規がないという制約により、虐待行為と思われるような暴力であっても、親の嫉あるいは親権の行使だと反論され、被虐待児を救う行為をやむなく中断しなければならなかった」というそれまでの実践における課題があったと指摘されている。（二八九―二九〇頁）それが児童虐待防止法と少年教護法に向かう動きと無関係であるはずがない。

本書を読み進めるなかで、原をはじめとする社会事業家によって積み上げられてきた活動に裏打ちされた人道上の視点と評者が見つけてきた社会政策上の視点がクロスするところにこそ、当時の児童保護をめぐる日本の本質があるようにすら思えた。

あるいは、それが融合していく過程として大正・昭和初期人口論争を捉えることができるのではないだろうかとも思った。一九二六年の「産めよ産め殖やせよ」（高田保馬の少子化論）から三〇年代はじめに及ぶそれは、過剰人口を前提とする「マルサス対マルクス」の学説論争のほかに、人口の〈質〉という論点を大きく浮かび上がらせた。それとの関わりで先に触れた児童虐待防止法と少年教護法の形成を把握できるのだが、本書を通じてこのプロセスに原

をはじめとする社会事業家達が、評者が考えていた以上に深く関わっていることが明らかになった。例えば、次のような社会問題の発見は実践家によってしかもたらずことができなものののである。

「原は監獄の教誨師として監獄改良や囚人たちの矯正に携わった後に、本格的に出獄人保護事業に献身していくのであるが、その過程で犯罪者の中にはかつて孤児であった者が少なくなく、彼らの多くは適切な養育を受けていなかったという事実を知り、孤児の養育や教育の重要性を認識した。」(三〇二頁)

原の言葉でいう社会的な事業をめぐる「人道」と社会政策上の交錯を描き出すにおいて、社会事業家の功績をどのように位置づけるかという問題は極めて重要である。本書には、その点に関わる重要な記述が多々見受けられる。例えば、原が出版の自由、信仰の自由、及び葬儀・埋葬の自由を求めて内務省や東京府に陳情を重ねていたこと、内務省嘱託（内務省の職員の地位は高等官、判任官、雇、嘱託、傭任があった）として任に当たったこと、社会事業家としての原は内務省を中心とする人物によって支えられていたことなどが明らかにされている。⁽¹⁾あるいは、精神医学者の三宅鑛一、杉田直樹、寺田精一、法学者の穂積陳重・重遠親子、小河滋次郎といった人々から最新の知識を学んでいたことにも言及があった。

このような実践家と官僚、学者の交流は、戦後に社会政策と社会福祉という形で分離されたことで見えにくくなっている両者の交錯に光を当ててくれる（図表、参照）。慈善事業から社会事業をへて社会福祉へといった流れとして把握される社会福祉史と、それとは対置されることが多い社会政策史の交錯を考えるにおいて、本書によって提示された原の生涯が差し出す課題提起は大きいのである。

学説 (心理学、医学、生理学、社会学、生物学、法学、経済学、など)

高島平三郎 永井潜 米田庄太郎 河上肇 上田貞次郎 暉峻義等 海野幸徳 福田徳三
高野岩三郎 富士川游 高田保馬 永井亨 矢内原忠雄 三田谷啓 戸田貞三 北岡壽逸
三宅鑛一 杉田直樹 寺田精一 穂積陳重 小河滋次郎 など

↑ ↓

実践 (社会事業家、官僚、など)

原胤昭 石井十次 山室軍平 倉橋惣三 留岡幸助 など

内務官僚、地方政府 など

↓

大正・昭和初期人口論争 (1926年～)

↙

↘

人口政策、児童社会政策の構想

マルサス対マルクスの学説論争

図表 戦前日本における人口問題をめぐる学説と実践

(筆者作成。)

以上、評者の関心に引きつけて本書の意義とそこから見えてくる課題について書き留めてみた。本書と出会ったことで、評者は改めて社会福祉と社会政策の対話を進めたいと強く思った。そのことに感謝するとともに、「あとがき」のなかから特に心に残った次の一節を引用しておこう。そこに本書の誕生が運命づけられていたように思えるのは、私だけではないだろう。

「そもそも私が原胤昭の研究を始めたのはどのようなきっかけなのか?ということをよく尋ねられますが、それは、一九九九年に大学に入学し、『社会福祉史』の授業で原胤昭のことを学び、原について詳しく知りたいと思ったことが契機となりました。原の業績に比して先行研究が少ないことに驚き、それならば自分でやってみようと調べ始めました。」(三九三頁)

注

(1) 副田義也『内務省の社会史』東京大学出版会、二〇〇七年、に詳しい。

参考文献

- ・ 副田義也『内務省の社会史』東京大学出版会、二〇〇七年。
- ・ 玉井金五・杉田菜穂「日本における〈経済学〉系社会政策論と〈社会学〉系社会政策論—戦前の軌跡—」『経済学雑誌』第一〇九卷第三号、二〇〇八年。
- ・ 杉田菜穂『人口・家族・生命と社会政策—日本の経験—』法律文化社、二〇一〇年。